

あ
い
ち

暮らしく

消費生活情報

2022年
No.157

若者向け
特集号

2022年4月から成年年齢が 18歳に引下げられました



誰とどのような内容で契約するかは、自由に決めることができます。自分にとって本当に必要な契約かよく考えて決めることが大切です。18歳(成人)になると、自分の判断だけで契約できるようになりますが、守るべき義務も発生します。自由には責任が伴うことを自覚しましょう。



あいち暮らしWEB
キャラクター ピッピ

18歳(成人)になったらできること

- 保護者の同意がなくても契約できる
 - ・スマートフォンの契約をする
 - ・ローンを組んで自動車を購入する
 - ・クレジットカードを作る
(作成には審査があります) など



20歳にならないとできないこと

- 飲酒・喫煙をする
- 公営ギャンブル(競馬、競輪、競艇)の投票権(馬券など)を買う など



成年年齢引下げに伴う若者の消費者トラブル防止メッセージ動画を配信しています!

「美容関連の契約」、「インターネット通販」、「情報商材(副業や投資等で高収入を得るためにノウハウ等と称し販売されている「情報」)の購入」を取り上げて注意を促すとともに、困ったときの消費者ホットライン「188(いやや!)」をキャラクターと一緒に紹介する35秒のアニメーション動画です。ぜひ、ご覧ください!



▲メッセージ動画は
こちらから



※画像はメッセージ動画の一部です



印刷・コピーOKです。広くご活用ください。

消費者クイズに挑戦しよう!

①契約って?

コンビニでジュースとパンを買いました。これって契約ですか?



YES / No (答え:P2)

②悪質商法って?

街を歩いていたら、「モデルにならない?」と声をかけられて、スタジオ見学に誘われました。ついて行っていますか?



YES / No (答え:P4)

③エシカル消費って?

下の商品についているマークは、「森の動物や植物に配慮された森林から作られたものであることを証明するマーク」ですか?



YES / No (答え:P7)

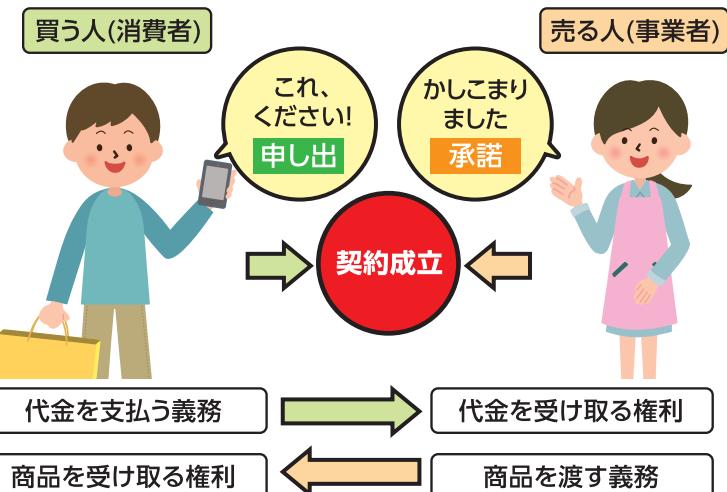
契約ってどんなんこと?

契約とは…

契約とは法律上の権利と義務が生じる約束のことです。

買う人(消費者)は買う意思を表し、売る人(事業者)は売る意思を表します。**お互いの意思が合ったとき(合意)に、売買契約が成立します。**

原則として、**契約は口約束でも成立します**ので、よく説明を聞き、理解・納得した上で意思表示するようにしましょう。



契約書の効果は?

契約書は、契約内容で紛争が生じないように、また、紛争が起きた場合に契約内容を確認することができるようるために作成するものです。

契約書に署名することは、その内容を読んでいなくても、原則として**書かれている内容の全てを承諾したものとみなされます**。契約書はよく読んで署名しましょう。

契約はやめられるの?

契約成立後は、法律上の責任が伴うため、**消費者の一方的な都合で、商品を返品する(契約を取り消す)ことは、原則としてできません。**

契約が成立すると、当事者双方は約束を守らなければなりません。売買契約であれば、消費者には「代金を支払う義務」が、お店には「商品を渡す義務」が生まれます。

消費者クイズ①の答え

YES

買い物は
売買契約です。



若者に多いトラブル事例

マッチングアプリで知り合った人から…～モノなしマルチ商法～

特徴

アドバイス



- ・実態や仕組みが分からない「モノなしマルチ商法」は契約しない!
- ・友人、知人から勧誘されて断りにくいと思っても、契約をしたくなければ、きっぱりと断りましょう。
- ・「お金がない」という断り方をすると、「すぐに元が取れるから大丈夫」などと、事業者にクレジットや借金を勧められるケースがあります。安易にクレジットカードでの高額決済や借金をしないようにしましょう。

マッチングアプリで出会い、恋愛感情を持った相手から…～ロマンス投資詐欺～

特徴

アドバイス



- ・出会い系サイトやマッチングアプリ等で出会った相手の指示で投資するのはやめましょう。
- ・相手から紹介された投資サイトでは、運営会社や投資の実態が確認できないことが多く、その資金を取り戻すことは極めて困難となります。
- ・出会い系サイトやマッチングアプリ等は、規約をよく確認して利用しましょう。規約では物やサービスの勧誘行為を禁止している場合があります。

若者に多いトラブル事例

お試し脱毛エステのつもりが…～男性も増加!～

特徴

- お試しのつもりが施術後にしつこく勧誘されたり、低価格の広告を見て出向いたら想定外の高額なコースを勧誘されたりする場合があります。強引に契約を迫られてもきっぱりと断りましょう。
- 分割払い(個別クレジット)の場合は、手数料を含めた金額や分割払いの期間を必ず確認してください。契約内容によっては、施術が終わった後や契約終了後も支払いが続く場合があります。
- トラブルに遭ってしまっても、エステティックサービスの契約の場合は、クーリング・オフ※をすることができる場合があります。また、クーリング・オフ期間を過ぎていても、中途解約をして返金を求める場合もあります。

※クーリング・オフについては、P.5参照

アドバイス



特徴

タレント・モデルに憧れて…～夢や憧れにつけ込んでくる勧誘に要注意～

アドバイス



- 悪質な業者は「才能がある」と期待を持たせたり、有料のレッスン等の契約を急かしてきます。家族や周囲の人々に相談するなど、「冷静」「慎重」な判断を心掛けましょう。
- オーディション会場で、「マネジメント契約等が必要」と不意打ち的な勧誘を受ける場合があります。安易にその場で契約せず、具体的な活動内容や芸能事務所のサポート体制など、内容をよく確認しましょう。
- 契約後、必ず仕事や報酬があるか分かりません。クレジットカード契約や借金をしてまで契約しないようにしましょう。

消費者クイズ②の答え

NO

見学後にマネジメント契約を勧めたり、養成スクールなどに通わせる事業者もいます。見知らぬ人に、ついて行ってはいけません。

